

重要事項説明書

(介護保険用)

医療法人 総心会

訪問看護ステーション ふれあい

総心会 訪問看護ステーション「ふれあい」重要事項説明書
(介護保険サービス用)

1. 医療法人総心会訪問看護ステーション「ふれあい」は京都府知事の指定を受けた介護保険適用の訪問看護ステーション(介護保険事業所番号 2663090047)です。医療法人総心会では、訪問看護ステーションの他に以下の居宅サービス事業等も実施しておりますので、介護保険サービスに関するご相談・ご要望・入院・退院等の手続き・苦情等がございましたらご遠慮なく以下の相談窓口までお申し出下さい。

サービス項目	サービス内容の概要
① 居宅介護支援事業所	① 申請代行、ケアプラン作成、他必要な相談援助
② 通所リハビリテーション	② 心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる作業療法・理学療法、その他必要なリハビリテーションを実施。

〔相談窓口〕 担当：居宅介護支援事業所 電話075-955-8756

祝日を除く、月曜日から金曜日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～12時を原則とします。

2. 訪問看護ステーションの概要

名 称 医療法人 総心会 訪問看護ステーション「ふれあい」
 開 設 者 医療法人 総心会 理事長 水黒 知行
 所 在 地 〒617-0824 京都府長岡京市天神1丁目20番10号
 電話 075-955-1221 FAX 075-955-1224
 営業日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
 土曜日 9:00～12:30
 *日曜・祝祭日・年末・年始を除く
 提供地域 長岡京市・向日市・大山崎町を原則とし、その他の地域については隣接する他市町村でサービス提供が可能と判断できる地域。

職員体制

		常勤	非常勤	計
管理者	看護師 金森 千絵子	1名		1名
看護師		3名	3名	6名

3. 運営方針

- ① 総心会訪問看護ステーション「ふれあい」は、看護師が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
- ② 対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者で
- ③ サービスは、主治医との密接な連携と訪問看護計画にもとづき、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康を推進し、快適な在宅療養生活が続けられるように支援することを目的とします。
- ④ 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村・地区医師会をはじめ地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものです。

4. 具体的なサービス内容

- ① 症状観察
血圧、脈拍、体温、呼吸といった基本的な健康状態のチェックを始めとし、症状や障害・全身状態の観察をいたします。
- ② 身体の保清
清拭、洗髪、入浴介助等により、血行促進と清潔を保つ。
- ③ 食事（栄養）、服薬、排泄などの介助
- ④ 安楽な体位の工夫
- ⑤ 褥創の処置（床ずれの予防や処置を行います。）
- ⑥ 医療的に必要なチューブ・カテーテル類の管理
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ ご本人、ご家族への療養・介護指導や助言
- ⑨ 入退院時・入退所時に必要な情報交換、連絡調整
- ⑩ 医療機関との連携・協力による相談対応
- ⑪ 福祉サービスの相談・紹介。福祉機器類についての助言
- ⑫ その他、主治医の指示に基づくもの

5. 利用料金等

(1) 介護保険適用のサービスにかかる利用者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用料は、原則として介護報酬に定めた額の1割負担となります。（一定以上の所得がある65歳以上の利用者の方は2～3割）ただし、介護保険の適用でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は一旦介護報酬に定められた額の全額を徴収し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、住居地の市町村の介護保険窓口へ提出されますと払い戻しを受けることができます。

京都府の福祉制度や重症老人健康管理事業対象者等の受給証をお持ちの方でも、介護保険にかかる利用者負担額は必要となります。ただし、生活保護受給者、特定疾患受給者証などをお持ちの方は公費で補助される場合があります。

1日あたりの利用料は次の表を参考にしてください。

(値は単位です。1単位当り 10.70 円が介護報酬となります。)

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
当ステーション の看護師が訪問	313 単位	471 単位	823 単位	1,128 単位
サービス提供体制強化加算	(I) + 6 単位/回、			

1時間30分以上：1時間以上1時間30分未満の単位の300単位/回

初回加算：300単位/初回月（但し、退院当日における訪問は350単位）

退院時共同指導加算：600単位/退院後初回（初回加算は不算定）

口腔ケア加算：50単位/月

特別管理加算Ⅰ：500単位/月

特別管理加算Ⅱ：250単位/月

緊急時訪問看護加算：600単位/月

看護体制強化加算Ⅱ：200単位/月

ターミナルケア加算：2,500単位/死亡月

早朝・夜間・深夜加算、複数名訪問加算等は、介護保険の基本報酬から定められた割り増し率を加算します。

(2) 保険サービス適用外のサービス内容と利用料について

① 交通費

当ステーションの規定している通常サービス地域（長岡京市・向日市・大山崎）以外の方は、サービスを提供する場所までのタクシー代を含む公共交通機関利用にかかる費用の実費を徴収いたします。

② 利用料等の請求について

毎月、月末で締め、請求書をご本人またはご家族にお渡しいたしますので、当ステーションの担当者にお支払い下さい。取り扱い時間は営業時間帯が原則となります。領収書は本院指定の様式で発行します。

6. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに下記までご連絡ください。

総心会 訪問看護ステーション「ふれあい」

電話 075-955-1221（直通） FAX 075-955-1224

7. 緊急時の対応

在宅療養されているご本人・ご家族の方々に、より安心していただけますよう、休日・昼夜を問わず24時間体制をとっております。夜間・休日の急変のご相談は、当ステーションまでご連絡ください。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に係る、ご利用者の事故発生時の対応は以下のように行います。

①状態の悪化・転倒などが発生した場合、ご家族の協力を得ながら応急処置し、主治医の指示を得て、必要な処置・手配をする。入院となった場合は、入院先と連携、サマリーを提供する。

②管理者は事故について状況を把握・分析し、必要な措置を講じる。

③関係行政・関係各所への報告

「介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領（向日市・長岡京市・大山崎町）」に従って、必要な措置を講じる。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、訪問時などに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者等関係機関に通報するものとします。

10. 身体拘束に関する事項

(1) 当事業者は、サービスの提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。

(2) 当事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項の記録をします。

(3) 当事業者は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ることとします。

(4) 当該利用者又はご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

1 1. サービス内容に関する苦情

サービス内容に関する相談・苦情がございましたら、ご遠慮なく当ステーション職員までお申し出下さい。長岡京病院受付には意見箱があり、投書でお申し出いただく事も可能です。

その他苦情を受け付けている行政等の窓口（受付時間 平日 午前9時～午後5時）

長岡京市 高齢介護課 075-951-2121（代）

向日市 高齢介護課 075-931-1111（代）

大山崎町 健康課高齢介護係 075-956-2101（代）

京都府国民健康保険団体連合会苦情処理窓口 075-354-9050

1 2. 秘密保持

- ① サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- ② 利用者から得た個人情報を利用者の為の医療連携、利用者へのサービス向上のために、関連機関へ提供することがあります。
- ③ ②において、関連機関への個人情報の提供を拒否される方は、その申し出があった時より、提供を停止します。
- ④ 利用者の個人情報を使わせて頂く利用目的は以下の通りです。
 - (1) 当該事業所の医療・介護サービスへの利用
 - (2) 介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
 - (3) 学生の実習への協力
 - (4) 医療保険・介護保険事務
 - (5) 行政上の業務への対応
 - (6) ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせへの対応
 - (7) 損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出以上の利用目的以外で利用者の情報を利用する場合は、利用者ご本人に個別に理由をご説明し、同意を得た上で行うものとします。

1 3. 災害・荒天時の訪問について

地震・暴風・豪雨・大雪などで訪問時間の変更・休止をすることがございます。その時にはその都度ご連絡し、その後の対応をご相談させていただきます。

1 4. その他

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いは致しません。
- ② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、一切お断りしております。

1 5. 第三者評価の実地の有無

有

・

無

16. 医療法人総心会の概要

医療法人総心会では以下の施設及び居宅サービスを実施しております。



